

伊 勢 市 公 報

第 32 号
平成 19 年 3 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 市道の路線の廃止について	2
○ 市道の路線の認定について	3
○ 道路の区域決定について	8
○ 道路の供用開始について	11
○ 市議会定例会の招集について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	17
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙人名簿登録の移し替えの延期について（県知事及び県議会議員選挙）	18
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の有効期間満了について	19
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域の変更について	20
○ 伊勢市小俣町公共下水道(小俣処理区)事業計画変更案の縦覧について	22
○ 流域関連伊勢市小俣町公共下水道(宮川処理区)事業計画変更案の縦覧について	23
公 告	
○ 犬の抑留について	24
○ 犬の抑留について	25
正 誤	26

伊勢市告示第9号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年2月16日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
宮本2号線	宮本1号線		
	県道伊勢南島線		

伊勢市告示第 10 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成 19 年 2 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
宮本 2 号線	旭町字長廣地内		
	辻久留町字宮出河内地内		
宮本 8 号線	前山町字中之尾地内		
	前山町字宮出河内地内		
宮本 9 号線	前山町字峰地内		
	前山町字峰地内		
宮本 10 号線	辻久留町字宮出河内地内		
	辻久留町字宮出河内地内		
朝熊 28 号線	朝熊町字鴨谷地内		
	朝熊町字東谷地内		

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
イトーピア 1 号線	旭町字坂之下地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 2 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 3 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 4 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字七曲り地内		
イトーピア 5 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 6 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 7 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 8 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 9 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 10 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 11 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		

路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
イトーピア 12 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 13 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 14 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 15 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 16 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 17 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 18 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
エバーグリーン船江 1 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		
エバーグリーン船江 2 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		
エバーグリーン船江 3 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		
エバーグリーン船江 4 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		
エバーグリーン船江 5 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
エバーグリーン船江 6 号線	船江 4 丁目地内		
	船江 4 丁目地内		
藤ヒルズ 1 号線	藤里町字七曲り地内		
	藤里町字七曲り地内		
藤ヒルズ 2 号線	藤里町字七曲り地内		
	藤里町字七曲り地内		
藤ヒルズ 3 号線	藤里町字七曲り地内		
	藤里町字七曲り地内		
藤ヒルズ 4 号線	藤里町字七曲り地内		
	藤里町字七曲り地内		
藤ヒルズ 5 号線	藤里町字七曲り地内		
	藤里町字七曲り地内		
浜ニュータウン 1 号線	大湊町字浜新地地内		
	大湊町字浜新地地内		
浜ニュータウン 2 号線	大湊町字浜新地地内		
	大湊町字浜新地地内		
浜ニュータウン 3 号線	大湊町字浜新地地内		
	大湊町字浜新地地内		
浜ニュータウン 4 号線	大湊町字浜新地地内		
	大湊町字浜新地地内		
大湊 28 号線	大湊町字野川原新田地内		
	大湊町字野川原新田地内		
大湊 29 号線	大湊町字野川原新田地内		
	大湊町字野川原新田地内		

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
大湊 30 号線	大湊町字野川原新田地内		
	大湊町字野川原新田地内		
第 2 千寿台 1 号線	勢田町字瀧ノ口地内		
	勢田町字瀧ノ口地内		
第 2 千寿台 2 号線	勢田町字瀧ノ口地内		
	勢田町字瀧ノ口地内		
第 2 千寿台 3 号線	勢田町字瀧ノ口地内		
	勢田町字瀧ノ口地内		
藤里 18 号線	勢田町字中山地内		
	藤里町字槍原地内		
大湊 31 号線	大湊町字中須新田地内		
	大湊町字禿松北新田地内		

伊勢市告示 11 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 19 年 2 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	宮本 2 号線	4.0～17.8	1445.0
市 道	宮本 8 号線	4.0～8.5	409.0
市 道	宮本 9 号線	4.0～5.1	30.0
市 道	宮本 10 号線	4.1～7.0	95.0
市 道	朝熊 28 号線	8.8～15.8	360.0
市 道	イトーピア 1 号線	5.0～15.0	1375.0
市 道	イトーピア 2 号線	6.0～9.0	246.0
市 道	イトーピア 3 号線	5.0～6.0	104.0
市 道	イトーピア 4 号線	6.0～10.0	319.0
市 道	イトーピア 5 号線	6.0～9.0	178.0
市 道	イトーピア 6 号線	5.0～6.0	110.0
市 道	イトーピア 7 号線	5.0～9.0	150.0
市 道	イトーピア 8 号線	5.0～9.0	80.0

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	イトーピア 9 号線	6.0～9.0	124.0
市 道	イトーピア 10 号線	6.0～9.0	174.0
市 道	イトーピア 11 号線	6.0～14.0	143.0
市 道	イトーピア 12 号線	5.0～10.0	382.0
市 道	イトーピア 13 号線	4.0～5.0	71.0
市 道	イトーピア 14 号線	4.0～5.0	70.0
市 道	イトーピア 15 号線	6.0～10.0	218.0
市 道	イトーピア 16 号線	6.0～10.0	145.0
市 道	イトーピア 17 号線	4.0～5.0	80.0
市 道	イトーピア 18 号線	5.0～10.0	119.0
市 道	エバーグリーン船江 1 号線	6.0～13.0	183.0
市 道	エバーグリーン船江 2 号線	6.0～12.0	46.0
市 道	エバーグリーン船江 3 号線	5.0～10.0	43.0
市 道	エバーグリーン船江 4 号線	5.0～10.0	82.0
市 道	エバーグリーン船江 5 号線	5.0～8.0	133.0
市 道	エバーグリーン船江 6 号線	5.0～6.0	78.0
市 道	藤ヒルズ 1 号線	6.0～10.0	612.0
市 道	藤ヒルズ 2 号線	6.0～7.0	81.0
市 道	藤ヒルズ 3 号線	9.0～10.0	85.0
市 道	藤ヒルズ 4 号線	5.0～8.0	95.0
市 道	藤ヒルズ 5 号線	5.0～6.0	44.0

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	浜ニュータウン1号線	5.0～10.0	674.0
市 道	浜ニュータウン2号線	6.0～7.0	31.0
市 道	浜ニュータウン3号線	6.0～7.0	29.0
市 道	浜ニュータウン4号線	6.0～7.0	11.0
市 道	大湊28号線	4.0～8.0	224.0
市 道	大湊29号線	5.0～7.0	101.0
市 道	大湊30号線	5.0～6.0	41.0
市 道	第2千寿台1号線	5.0～15.0	383.0
市 道	第2千寿台2号線	6.0～7.0	52.0
市 道	第2千寿台3号線	6.0～7.0	44.0
市 道	藤里18号線	6.0～11.0	322.0
市 道	大湊31号線	11.0～24.0	120.0

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 12 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 2 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
宮本 2 号線	旭町字長廣 33 番 6 地先から 辻久留町字宮出河内 519 番 8 地先まで
宮本 8 号線	前山町字中之尾 377 番 2 地先から 前山町字宮出河内 1364 番 16 地先まで
宮本 9 号線	前山町字峰 1356 番 7 地先から 前山町字峰 1356 番 6 地先まで
宮本 10 号線	辻久留町字宮出河内 532 番 5 地先から 辻久留町字宮出河内 532 番 5 地先まで
朝熊 28 号線	朝熊町字鴨谷 4383 番 430 地先から 朝熊町字東谷 3477 番 1 地先まで
イトーピア 1 号線	旭町字坂之下 198 番 1 地先から 藤里町字長尾谷 1 番 71 地先まで
イトーピア 2 号線	藤里町字長尾谷 1 番 22 地先から 藤里町字長尾谷 1 番 29 地先まで
イトーピア 3 号線	藤里町字長尾谷 1 番 37 地先から 藤里町字長尾谷 1 番 30 地先まで
イトーピア 4 号線	藤里町字長尾谷 1 番 348 地先から 藤里町字七曲り 64 番 1 地先まで

路線名	供用開始の区間
イトーピア5号線	藤里町字長尾谷1番443地先から 藤里町字長尾谷1番442地先まで
イトーピア6号線	藤里町字長尾谷1番362地先から 藤里町字長尾谷1番360地先まで
イトーピア7号線	藤里町字長尾谷1番76地先から 藤里町字長尾谷1番108地先まで
イトーピア8号線	藤里町字長尾谷1番103地先から 藤里町字長尾谷1番107地先まで
イトーピア9号線	藤里町字長尾谷1番189地先から 藤里町字長尾谷1番227地先まで
イトーピア10号線	藤里町字長尾谷1番201地先から 藤里町字長尾谷1番253地先まで
イトーピア11号線	藤里町字長尾谷1番238地先から 藤里町字長尾谷1番239地先まで
イトーピア12号線	藤里町字長尾谷1番501地先から 藤里町字長尾谷1番275地先まで
イトーピア13号線	藤里町字長尾谷1番298地先から 藤里町字長尾谷1番293地先まで
イトーピア14号線	藤里町字長尾谷1番309地先から 藤里町字長尾谷1番305地先まで
イトーピア15号線	藤里町字長尾谷1番175地先から 藤里町字長尾谷1番369地先まで
イトーピア16号線	藤里町字長尾谷1番375地先から 藤里町字長尾谷1番394地先まで
イトーピア17号線	藤里町字長尾谷1番382地先から 藤里町字長尾谷1番388地先まで
イトーピア18号線	藤里町字長尾谷1番415地先から 藤里町字長尾谷1番430地先まで
エバーグリーン船江1号線	船江4丁目1445番2地先から 船江4丁目1438番23地先まで
エバーグリーン船江2号線	船江4丁目1438番4地先から 船江4丁目1438番7地先まで
エバーグリーン船江3号線	船江4丁目1438番12地先から 船江4丁目1438番15地先まで

路線名	供用開始の区間
エバーグリーン船江4号線	船江4丁目1438番45地先から 船江4丁目1438番44地先まで
エバーグリーン船江5号線	船江4丁目1438番24地先から 船江4丁目1434番6地先まで
エバーグリーン船江6号線	船江4丁目1438番35地先から 船江4丁目1438番31地先まで
藤ヒルズ1号線	藤里町字七曲り188番4地先から 藤里町字七曲り189番13地先まで
藤ヒルズ2号線	藤里町字七曲り189番70地先から 藤里町字七曲り189番76地先まで
藤ヒルズ3号線	藤里町字七曲り189番56地先から 藤里町字七曲り189番62地先まで
藤ヒルズ4号線	藤里町字七曲り189番39地先から 藤里町字七曲り189番46地先まで
藤ヒルズ5号線	藤里町字七曲り189番31地先から 藤里町字七曲り189番33地先まで
浜ニュータウン1号線	大湊町字浜新地490番15地先から 大湊町字浜新地490番14地先まで
浜ニュータウン2号線	大湊町字浜新地490番41地先から 大湊町字浜新地490番39地先まで
浜ニュータウン3号線	大湊町字浜新地490番34地先から 大湊町字浜新地490番33地先まで
浜ニュータウン4号線	大湊町字浜新地490番25地先から 大湊町字浜新地490番25地先まで
大湊28号線	大湊町字野川原新田264番1地先から 大湊町字野川原新田264番105地先まで
大湊29号線	大湊町字野川原新田264番138地先から 大湊町字野川原新田264番149地先まで
大湊30号線	大湊町字野川原新田264番144地先から 大湊町字野川原新田264番146地先まで
第2千寿台1号線	勢田町字瀧ノ口49番18地先から 勢田町字瀧ノ口49番47地先まで
第2千寿台2号線	勢田町字瀧ノ口49番51地先から 勢田町字瀧ノ口49番54地先まで

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
第 2 千 寿 台 3 号 線	勢田町字瀧ノ口 49 番 59 地先から 勢田町字瀧ノ口 49 番 62 地先まで
藤里 18 号 線	勢田町字中山 380 番 10 地先から 藤里町字槍原 472 番 24 地先まで
大湊 31 号 線	大湊町字中須新田 1363 番 3 地先から 大湊町字禿松北新田 1299 番 2 地先から

供用開始の期日 平成 19 年 2 月 16 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 13 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 19 年 2 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 19 年 2 月 28 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 19 年 2 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 陽 勇治郎

伊勢市東豊浜町 1260 番地

変更後 山 中 俊 雄

伊勢市東豊浜町 3292 番地

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年2月16日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年2月21日（水）午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第3号 平成18年度工事施工計画について

議案第4号 平成19年度教育関係予算について

伊勢市選管告示第5号

平成19年4月8日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に伴い、平成19年3月1日から同年4月8日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成19年4月9日以後に延期します。

平成19年2月20日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

伊勢市上下水道事業告示第9号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成19年2月19日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
181	有限会社 中村不動産販売	伊勢市小俣町新村一ノ岡 560番地5	平成19年2月6日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条ただし書の規定により、平成 18 年伊勢市上下水道事業告示第 77 号で告示した公共下水道事業受益者負担金の平成 19 年度賦課対象区域を次のとおり変更したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 2 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 19 年度賦課対象区域

吹上 1 丁目、河崎 1 丁目、船江 1 丁目、船江 4 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目及び小木町の各一部

平成19年度賦課対象区域



伊勢市上下水道事業告示第 11 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、伊勢市小俣町公共下水道(小俣処理区)事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 19 年 2 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 下水道の種類

伊勢市小俣町公共下水道(小俣処理区)

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道課及び各総合支所上下水道課

4 縦覧期間

自 平成 19 年 2 月 23 日

至 平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定により、流域関連伊勢市小俣町公共下水道(宮川処理区)事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 3 条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第 3 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 19 年 2 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 下水道の種類

流域関連伊勢市小俣町公共下水道(宮川処理区)

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道課及び各総合支所上下水道課

4 縦覧期間

自 平成 19 年 2 月 23 日

至 平成 19 年 3 月 8 日

伊勢市公告第 10 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 2 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部町	雑種	白色	雌	中	不明	

2 抑留した日 平成 19 年 2 月 15 日

3 抑留期限 平成 19 年 2 月 20 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 11 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 2 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市津村町	雑種	薄茶	不明	中	不明	
2	三重県伊勢庁舎	雑種	白	雄	中	不明	
3	三重県伊勢庁舎	雑種	白	雌	小	不明	
4	三重県伊勢庁舎	雑種	白	雄	中	不明	
5	伊勢市前山町	雑種	白	雄	中	不明	

2 抑留した日 平成 19 年 2 月 21 日

3 抑留期限 平成 19 年 2 月 23 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

正 誤

平成 17 年 6 月 6 日付け伊勢市公報第 1794 号の道路の区域変更
について（平成 17 年伊勢市告示第 33 号）中

	誤	正
10 ページ の表市道の 項区間の欄	一色町字向崎 1427 番 2 から 一色町字中川 889 番 1 まで	一色町字中川 889 番 1 から 一色町字向崎 1427 番 2 まで